

令和5年度第 44 回全国豊かな海づくり大会情報発信検討業務委託仕様書

1. 委託内容

令和5年度 第 44 回全国豊かな海づくり大会情報発信検討業務

2. 業務の目的

令和7年度に三重県で開催する「第44回全国豊かな海づくり大会」(以下、「大会」という)に向け、大会の目的や大会を通じて本県が有する魅力を発信するためのプロモーション手法の検討、本県で開催する大会を PR するノベルティの作製、本県の水産業や水産生物の紹介リーフレットの作製により、大会開催の気運醸成の取組に資することを目的とする。

《全国豊かな海づくり大会 開催趣旨》

魚食国である日本の食卓に、安全で美味しい水産食料を届けるため、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えけるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日のわが国漁業の振興と発展を図ることを目的として、都道府県ごとに昭和 56 年から継続して開催されている国民的行事。

近年、様々な海洋環境の変化等により、水産資源は減少傾向にあり、資源回復は国民的な課題となっていることや、この対策として漁業関係者が稚魚・稚貝の放流を中心とする栽培漁業の推進や自主的な資源管理、海岸域の清掃、植樹活動など、さまざまな取組で、水産資源の維持培養を図っていることを全国に情報発信している。

《第 44 回全国豊かな海づくり大会基本構想より基本理念》

三重県の多彩な農林水産物や自然、歴史、文化等、本県が有する魅力を全国に広く発信することで、地域の活性化を図るとともに、大会開催を通じ、水産資源の保護・管理、海や河川などの水域環境保全、自然環境を守っていくことの重要性を県内外へ広く周知し、水産業の持続的な発展と豊かな海や河川が次世代へ引き継がれていくことをめざします。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日(金)まで

4. 業務内容

次の(1)～(3)の業務を委託する。

(1) 大会実施にかかる効果的なプロモーション手法の検討

大会の開催趣旨や基本理念をふまえた上で、大会の開催に向けた気運醸成に効果的な県内外への情報発信の手法について、次の7項目について、具体的な取り組みをそれぞれ 3 案程度挙げること。

- ① 広報イベント ②広報ツール ③ノベルティ ④テレビ・ラジオ ⑤SNS
- ⑥新聞・雑誌・フリーペーパー ⑦その他

各情報発信の手法と効果・費用について分析整理を行い、報告書(PDF)を提出する。

※具体的な取り組みを行う期間の想定は令和6年4月から大会開催予定の令和7年10月～11月頃までとする。

※情報発信の対象者の想定は漁業や大会をほとんど知らない全年代とする。なお、特に将来を担う児童、生徒などの若者世代や三重県ファン潜在層(大会を契機に三重県に魅力を感じるようになる人々のこと)の掘起しに留意するものとする。

(2) ノベルティのデザインと作製

大会の開催が決定したことを水産関連イベント等において周知するため、三重の水産をイメージしたデザインを検討したうえで、ノベルティを3種類提案し、それぞれ3,000個作製する。なお、(1)の提案でのノベルティの中から採用することも可とする。またノベルティの作製にあたっては、環境に配慮した商品や素材を使用したものとする。

※作製にあたっては種類、デザイン、納品方法について、県と協議すること。

※ノベルティは県内外で実施するイベント等において配布するものとする。

(3) 三重県の水産業や水産生物の紹介リーフレット作製

令和6年度に県内各地で実施予定の児童・生徒らが参加して行う稚魚や稚貝等の放流や環境学習、大会関連イベントなどでの使用を想定して、三重県の水産業や水産生物などを紹介するリーフレットを作製する。

A4判見開き裏表で8ページ程度、三重県の水産業、三重県の水域に生息する主な水産生物を小学校高学年から中学生が理解できる程度にわかりやすく解説するものとする。

原稿を印刷用データとして作製するとともに、3,000部を作製する。

※印刷用データの形式については県と協議すること。

※使用する水産業並びに水産生物の写真等については、県が提供できるものもあるので協議すること。

5 業務実施上の条件

(1) ノベルティの作製にあたっては、随時企画案を提示し、三重県と調整して行うこと。

(2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。

(3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

(4) 本契約に基づく成果品(印刷物及び版下や各種電子データ等)の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品(印刷物及び版下や各種電子データ等)の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

(5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。

(6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 連絡先(担当部局)

〒514－8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部水産資源管理課豊かな海づくり大会推進班

担当:藤田、山本、沖

電話:059-224-2162 FAX:059-224-2608

E-mail:umidkr@pref.mie.lg.jp